

児童委員・主任児童委員活動事例

✚ はじめに	1
✚ 小学校との連携・協働について(大阪府貝塚市)	2
✚ 学校、地域との連携による児童虐待防止の取り組み(静岡県浜松市)	4
✚ 学校の中の「ほっと相談員」(富山県富山市)	6
✚ 児童の見守り活動を通して児童委員・主任児童委員の存在をPR (東京都・葛飾区)	8
✚ 乳幼児健診の場を活用して親子にアプローチ(兵庫県三田市)	11
✚ 「赤ちゃん訪問活動」を通して地域と家庭をつなぐ(愛知県名古屋市)	15
✚ 「ハッピーメッセージ」から始まる地域の絆(秋田県美郷町)	19
✚ 「地域総がかりの子育てを」(大阪府大阪市)	23
✚ 協力者一覧	25

◆はじめに◆

児童委員・主任児童委員は、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援活動を行う地域のボランティアとして、日々児童の健全育成の確保を図るため、活動を行っていただいております。

近年、少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、子ども虐待をはじめ、いじめや不登校、少年非行等、支援を必要とする子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化している中、児童委員・主任児童委員に対する期待は高まる一方で、「児童委員・主任児童委員の活動は地域に理解されていない」、「地域の児童委員・主任児童委員が誰かわからない」等の声もあります。

児童委員・主任児童委員は、子どもや子育て家庭への支援活動を行っていることから、児童や保護者と関わることは、地域住民に周知を図る観点からも有効であり、また、学校との連携を図ることが児童委員・主任児童委員の活動をより効果的なものと考えています。

このため、今般、小学校・中学校との連携が進んでいる事例、「乳幼児健診」や「地域子育て支援拠点事業」等子どもや子育て家庭が集まる場を活用し、児童委員・主任児童委員の役割について広報・周知している事例を中心に活動事例をとりまとめました。

本活動事例を参考に、地域の実情に応じた児童委員・主任児童委員の積極的な活用及び子育て家庭等が必要な時に児童委員・主任児童委員へ相談できる環境づくりの参考にしていいただければ幸いです。

平成21年2月

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

小学校との連携・協働について

大阪府貝塚市

地域の状況

- ◆ 大阪府貝塚市 人口 90,659 人、世帯数 33,226 世帯
- ◆ 小学校 10 校（児童数 6,194 人）、中学校 5 校（生徒数 2,685 人）
- ◆ 児童委員数 138 人、主任児童委員数 10 人（小学校区に 1 名ずつ）

活動内容等

1. 児童委員・主任児童委員と小学校との交流会の経過

平成15年、貝塚市民生委員・児童委員協議会では小学校教職員との交流会を実施していくことを決定した。いじめ、不登校、虐待、子育て不安等課題を抱える児童やその家庭を支援する取り組みとして、学校との連携が必要不可欠であると考え、市教育委員会や校園長会へ働きかけ、各小学校区で条件の整ったところから始められた。

活動として、①児童健全育成活動、②子育て家庭への支援活動、③個別援助活動等を中心に取り組んでいる。各校区の実態がそれぞれ違うので、交流会を持たないまま他の形で交流を行う校区もあれば、年間数回に及ぶ校区もあった。

子どもが被害者となる事件が相次ぐ中、学校も地域も子どもを取りまく環境や危機管理への関心が急速に高まり、平成16年12月、小学校区に各1名の主任児童委員が誕生した。その後、交流会実施校区も全市に及び、その窓口は主任児童委員が務め、各校区とも全児童委員・主任児童委員が協力し合って、活動が展開されるようになった。

2. 交流会について（A校の場合）

- ・ 学校、児童委員ともに全員参加
- ・ 年回3回開催
- ・ 交流会前半は、全体状況を共有して、後半は地区別に6分科会に分け、具体的な状況や取り組みについて交流。最後に全体でまとめをする。
- ・ 個人情報保護については、特に留意して交流する。



3. 不登校児童・欠席の多い児童・遅刻の多い児童を対象とした取り組み（A校の場合）

学校心理士（家庭教育支援員）、主任児童委員、生活指導担当、各担任でチームを組織して家庭教育支援に取り組んでいる。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにも助言をいただくとともに、児童福祉担当課とも連携を図っている。

ネグレクト傾向等、家庭的な課題が大きい児童の場合は、学校と児童委員との連携を重

視。生活指導担当者と学校心理士が、問題の背景について話し合い、支援方針を立てる。

主任児童委員が日常的に学校を訪ね、ケース会議等にも積極的に参加しているので、学校と児童委員の連携が進んでいる。

学校は朝、対象児の出席状況を確認し、担任・生活指導担当教諭・主任児童委員・児童委員等が必要に応じて家庭訪問をしている。時には、児童委員と生活指導担当、支援員等と一緒に家庭訪問をしている。時には、児童委員と生活指導担当、支援員等と一緒に家庭訪問をし、家の掃除をすることもある。

学校心理士（家庭教育支援員）が講師になり、ワークショップ形式で、気になる児童への指導について、教職員と主任児童委員も一緒に研修を行っている。この研修の効果は大きく、全教職員が不登校傾向児童に対する関わり方やアプローチをはじめとする指導・取り組みを深めることが出来るようになってきた。

具 体 例

(1) 気になる児童のカルテ作り

- ・ 問題の経過
- ・ 現在の家庭、養育者の状況
- ・ 子どもの状況 いいところ（子どもの自助資源）、気になるところ（援助が必要なところ）
- ・ 保護者や本人の気にしていること

(2) 支援の方針と役割

下記の役割分担により、チームとして支援の方針をたて活動する。

- ・ 生活指導担当・・・コーディネート役をする
- ・ 主任児童委員・・・児童福祉課との連携、民生委員・児童委員との連携
- ・ 学校心理士・・・支援についてのアドバイス、保護者・本人のカウンセリング
- ・ 担任・・・情報の収集、児童本人への指導支援

3. 事業実施にあたって工夫した点、苦勞した点、立ち上げ時のポイント等

- 個人情報取り扱いについて、漏洩等がないようにする。文書や紙媒体でのやりとりは一切しない。
- 学校から児童委員へのアプローチは、児童の具体の部分についてのみあったが、それで取り組みが広がったのではない。
- 児童委員協議会レベルで、市教委や校長会、学校への呼びかけやアプローチがあったので、組織的に取り組めるようになった。
- 交流会を定期的を開催することによって、学校と児童委員との交流を定着させることから始めた。
- 実際の交流内容については、校区の実態に合わせて相談しながら進めるようにした。
- 児童・保護者へのPRは、紙媒体等ではしないようにしている。（誤解を招くおそれがある。）安全見守り活動など、わかりやすい活動については、積極的にPRしている。
- 主任児童委員は、毎週月曜日の早朝校門指導に参加して、児童や保護者と具体的につながりを作るようにしている。
- 児童委員の何名かは、毎日の「子どもの安全見守り隊」活動に参加して、地区の児童・保護者と親しくなって活動している。
- 児童委員は、月に1回揃って、担当地区や学校の下校指導をしている（全小学校区）

学校、地域との連携による児童虐待防止の取り組み

静岡県浜松市

地域の状況

- ◆ 静岡県浜松市 C 地区 人口 30,704 人、世帯数 12,087 世帯
- ◆ 小学校 4 校（児童数 2,239 人）、中学校 2 校（児童数 1,241 人）
- ◆ 児童委員数 37 人、主任児童委員数 2 人

活動内容等

1. 学校との連絡会を通して児童の情報交換

児童虐待防止には、小学校、中学校との緊密な連携が必要であることから、静岡県浜松市 C 地区民生委員児童委員協議会では、小学校、中学校との連携を軸とした取り組みを平成 13 年 4 月から実施している。地区内の B 中学校と A 小学校とそれぞれ「B 中学校・民児協連絡会」、「A 小学校・民児協連絡会」を立ち上げ、定期的を開催している。連絡会では、健全育成の一環として各学期末の休みに入る前に、学校と連絡担当の児童委員が持っている児童・生徒についての情報を細かく交換し合う。学校側は、学校での児童・生徒の様子を児童委員に公開し、児童委員は日常の家庭訪問等で支援が必要と思われる児童・生徒の様子やその地域・家庭についての情報を学校に伝える。その連絡会で情報交換されりスニアップされたケースについては、区域担当の児童委員・主任児童委員が対応し、非行防止、虐待防止に向けた様々な取り組みを続けている。

連絡会の立ち上げ当初は、スムーズな連携が難しく、学校側からの信頼を得るのに苦労したが、会長と主任児童委員が、学校の相談室の相談員を務める等日常の努力を積み重ね、定期的な連絡会が持たれるようになった。現在では、連絡会ごとに、中学校で 30 名前後、小学校で 20 名程度の児童、生徒の情報が学校側から提供されるようになり、非行防止、虐待防止の取り組みの重要な資料となっている。

2. 小学校の空き教室を活用した子育てサロンの開催

A 小学校では、月 2 回小学校の空き教室を活用し、主任児童委員が中心となって、就学前の子どもとその親を対象とした子育てサロンを開催している。キッズサポーターとして、公募で選ばれた小学 4 年生～5 年生の子ども達が、20 分休み時間に参加し、乳幼児とのふれあいの機会になっている。

3. 連絡会創設までの経緯

平成11年から平成14年度まで、B中学校では、生徒の話を聞いたり、悩みの相談を受ける「心の教室相談員」を配置していた。当時、週に2日、2人ずつ当番制で、児童委員・主任児童委員が担当し、毎月1回、校長、教頭、学年主任等の学校関係者も交えて、心の教室相談員としての活動についての報告会を行い、さらに学期ごとには個別ケースについて話し合う大がかりな報告会を実施していた。

平成15年度以降、「心の教室相談員」は廃止されることとなったが、児童委員・主任児童委員にとっても、学校側にとっても、せっかく児童委員・主任児童委員と学校側で築いた関係を終わらせるのはもったいないということから、「心の教室相談員」の事業終了後も引き続き、学校との情報交換のための連絡会を行うこととなった。

4. 事業実施にあたって工夫した点、苦勞した点、立ち上げ時のポイント等

学校、子ども、保護者等との信頼関係を築くため、以下について努めている。

- ・ 入学式、運動会、授業参観等小学校、中学校の行事には積極的に参加し、保護者や児童と顔見知りになるよう努めている。
- ・ 放課後児童会の運営委員会の委員等になる等、機会を捉えてお母さん方と本音で話せるよう心がけている。
- ・ 子どもから相談を受けたり、本音で話しをしてもらう機会も多いが、子どもとの約束を守ることは当然ながら、問題行動があれば、子どもを裏切らないように配慮しながら、学校にも情報提供できるように工夫している。
- ・ 地域のお祭りやイベントが開催される場合には、積極的に参加・協力し、「児童委員」の腕章を付けたり、のぼり旗を立てたり、児童委員の活動をPRするとともに、地域住民と顔見知りになり、会話する機会を増やすように努めている。

5. 地域との連携

民生委員児童委員協議会では、日頃から地域の子育て家庭の訪問を通して、状況の把握、問題解決に向けての協議、検討に努めている。また、学校を通じて、保護者へも親子での話し合いの大切さを訴え、その際の心構えやテクニック等も「民生委員・児童委員から保護者のみなさまへ」と題する定期通信で伝える等、あらゆる形で家庭に対するアピールを行っている。学校との連携だけでなく、自治会の行事に積極的に参加して自治会役員の方とも連携を図り、情報提供をしてもらったり、見守りを依頼するなどの活動を行っている。このような情報収集にあっては、守秘義務が重要なので、毎年1～2回開催される児童委員と自治会役員、保護司などが参加する健全育成会や研修会等の機会を通じて守秘義務の徹底を図っている。このような取り組みを通じて、以前なら見過ごされていたような児童、生徒の問題が早めに発見され、相談を受けたり当事者と話し合う機会も増え、虐待についても早期にその芽を摘むことができるようになった。

学校の中の「ほっと相談員」

富山県富山市

地域の状況

- ◆ 富山県富山市藤ノ木地区 人口 13,539 人、世帯数 5,111 世帯
- ◆ 小学校 1 校（児童数 787 人）、中学校 1 校（児童数 350 人）
- ◆ 児童委員数 20 人、主任児童委員数 2 人
- ◆ 概況 藤ノ木地区は富山市の東地区にあり、暴れ川で有名な常願寺川の西側に面した住宅地域であり、大きな工場や商業地帯はなく、静かな地域である。近年、住宅地の造成が盛んであり、世帯数及び人口の増加が顕著になっている。

活動内容等

1. カウンセリングルームの空き時間を活用して・・・

富山県富山市藤ノ木地区民生委員児童委員協議会では、中学校と連携し、学校内に児童委員・主任児童委員を相談員として配置することにより、児童との交流を図っている。

藤ノ木中学校のカウンセリングルームでは、毎日、昼休みの時間帯に、地区の児童委員、主任児童委員が務める「ほっと相談員」が子ども達がやって来るのを待っている。カウンセリングルームには、いすに座りきれない子どもたちのために座布団が用意され、囲碁やトランプで遊んだり、マンガを読むこともできる。給食後の休憩時間には、40人近くの子もたちが集まることもある。子ども達は、相談員とゲームをしたり、グチを聞いてもらったりと、リラックスして過ごす。

地区内22人いる児童委員、主任児童委員が1日1名、当番制で毎日カウンセリングルームに相談員として待機している。スクールカウンセラーの先生のアドバイスを受けながら、子ども達にとって、「気を許せる場所、本音が出せる場所、気分転換になる場所」づくりに努めている。一方、児童委員にとっても、「ほっと相談員」の活動から今の中学生の現状把握にもつながり、児童委員の本来の活動のメリットにもなり、刺激にもなっている。藤ノ木地区民児協では、小学校でも同様の取り組みを行っており、地区の小学校では1年生の児童と交流を図る「ふれあいタイム」を行っている。



2. 活動のきっかけ・経緯

平成13年12月の民生委員・児童委員改選時に主任児童委員が2名となり、藤ノ木民児協においては、今まで以上に子どもたちの健全育成のための活動を深めるには、どのように進めていけばよいかと執行部で検討を行った。この時の案の中に「もっと学校の中に入っていきべき」との意見があり、そのためには、どのような関わり方があるのか話し合いを行った。当時、中学校にはスクールカウンセラーが配置されていたが、カウンセリンググループは、カウンセラーのいる週1日しか使われていなかった。また、子どもたちは成績などに直接関係のない保健室の養護教諭や図書館司書のところに集まっていた。このため、カウンセリンググループの空いている時間に児童委員がいてもいいのではないかと主任児童委員が提案し、民生児童委員の定例会で話し合い、他の児童委員からも賛同を得た。主任児童委員から校長先生にこの旨話したところ、校長先生が「ほっと相談員」という名前をつけてくれ、平成14年4月からほっと相談員によるカウンセリンググループの開放が始まった。

3. 事業実施にあたって工夫した点、苦勞した点、立ち上げ時のポイント等

(1) 苦勞した点

事業開始当時、「ほっと相談員」として活動できる委員を募った際、中学生とどのように接すればよいかわからない、自分の一言が影響を与えるのではないかなど、不安を感じる委員もあり、有志12名から始めた。平成17年からは、民児協の事業として位置付け、当時の21名の全委員が当番制で活動することとし、現在に至っている。

(2) 工夫している点

① 学校との関わり方について

ほっと相談員は、その日の参加数やふれあいの中での感想等、活動日誌を毎日つけている。それに対し、学校からも丁寧なコメントを記載してくれている。この日誌は学校とのつながりを深め、互いに理解していくのに大事なものとなっている。

② 生徒・保護者へのPR

事業開始当時は、全校集会の時に顔合わせを行ったり、顔写真を「ほっと相談員」の教室の入り口に掲示し、PRを行った。この3学期の終了時には、「校長室つうしん」の中で紹介される。

(3) 今後の課題

「ほっと相談員」は、カウンセラーの先生に研修を受けているが、全相談員が共通の意識を持って生徒達に対応できるよう研鑽を積む必要があり、特に生徒の心理について理解力を高めたいと考えている。生徒達が今まで以上に気分転換ができる、心地よく集える部屋になるよう、皆の要望を聞きながら継続していきたいと思っている。

入口には、当番の相談員の氏名を掲示しています



児童の見守り活動を通して児童委員・主任児童委員の存在をPR

東京都葛飾区

地域の状況

- ◆ 東京都葛飾区 人口 429,787 人、世帯数 199,930 世帯
- ◆ 小学校 49 校（児童数 21,012 人）、中学校 24 校（児童数 8,709 人）
- ◆ 児童委員数 355 人、主任児童委員数 38 人
- ◆ 概況 葛飾区は、東京都の東北端に位置し、北側の大場川を境に埼玉県三郷市、東側の江戸川を境に千葉県松戸市に接している。川のある風景がひとつの特徴であり、区内には堀切菖蒲園や水元公園など緑豊かな公園を持つ「水」と「緑」豊かなまちである。また、柴又帝釈天界限などをはじめとする下町のぬくもりを今も残す「人情」のまちでもある。

活動内容等

1. 区教育委員会の通知で児童委員・主任児童委員による緊急時の支援協力が徹底

葛飾区は人情味にあふれる東京の下町であるが、マンション等の増加により地域も変容し、近年は子ども達を狙う犯罪も目立ってきていることから、葛飾区民生委員児童委員協議会では、率先して子どもの見守り活動に取り組むことによって、地域の絆の再構築に努めている。

見守り活動は、学校とその周辺の実情に合わせていろいろな方法で行っている。学校、PTAとともにすすめる登下校時の見守りパトロールや引率をはじめ、公園など危険な場所の巡回・点検、不審者を見かけた際の声かけと関係機関への通報などであるが、特に要望があれば、児童個人を自宅まで送り届けたりもしている。

子どもたちの登下校を見守る様子



これまでも不審者の警察への通報、引き渡しのケースもあり、児童委員・主任児童委員が事件に巻き込まれる危険もあるだけに、児童委員・主任児童委員全員が教育委員会負担による「学校ボランティア保険」に加入するとともに、区民児協では危険回避のための児童委員・主任児童委員の意識喚起に努めている。

葛飾区では、子どもたちの見守り活動への取り組みが児童委員・主任児童委員の存在を住民に知らせる機会となり、住民に周知されたことによって様々な活動が円滑に進む好循環が生まれている。民児協のみの活動に留まらず、地域全体の意識が高まり、関係団体の協働によって、子どもたちの安全を守るためのボランティア組織である「地域活動安全連絡会」が発足するなど、様々な活動の輪が広がっている。

2. 活動のきっかけ・経緯

平成17年7月、インターネットの掲示板に区内の子どもに危害を加える旨の書き込みが見つかった。

小・中学校との連携においては、以前からそれぞれの地区民児協（単位民児協）に不審者に関する情報の提供や見守りの協力依頼があり、その都度協力してきたが、その内容が学校によってまちまちであったため、効果的な対策の必要性を感じた区民児協が単位民児協会長などと協議して、区と区教育委員会に対して、「子どもの見守りに積極的に協力したいので、単位民児協に連絡してほしい」と申し入れた。

これを受けて、区教育委員会から各学校へ、緊急時の児童の支援を単位民児協へ要請することについての通知が出された。

その後、他県で児童の事件が発生し、これを機に各学校から単位民児協に見守りの要請が入り、平成17年12月に全地区民児協にて見守り活動を開始することとなった。

この児童委員・主任児童委員による見守り活動については、多くの学校で「学校だより」を通して保護者に伝えられた。

また、区の助成を受けて「民生委員・児童委員」の腕章を区民児協で製作し、児童委員・主任児童委員全員に配布した。



3. 事業実施にあたって工夫した点、苦労した点、立ち上げ時のポイント、問題点等

(1) 留意・工夫していること

- ・ 登下校時の見守りのほかに実施しているパトロールでは、公園のトイレなど人の目が届きにくいところを注意している。
- ・ 決まった（定期）時間帯だけパトロールを行うと不審者も警戒するので、不定期に実施することもある。
- ・ 児童委員・主任児童委員が事件に巻き込まれる危険もあることから、委員全員が教育委員会が経費を負担する「学校支援ボランティア保険」に加入している。

(2) 苦労したこと

- ・ 腕章を作成するまでは黒っぽい服を着用する冬場など、逆に不審者と見られることもあった。（区の助成を受けて「民生委員・児童委員」の腕章を製作・配布）

(3) その他

- ・ 見守り活動実施にあたっては、多くの学校が「学校だより」を通じて、いち早く保護者に児童委員・主任児童委員が見守り活動を行うことを周知した。また、見守り活動開始後になるが、区内全戸に配布する区の広報紙でも区民に同様の周知を行った。

公園など巡回した場所の様子を記録



〈活動の効果〉

- ① 児童委員・主任児童委員の存在をPR
取り組みを通して、地域の方々に児童委員・主任児童委員の顔を覚えてもらうことができた。
- ② 地域に住む児童の顔を覚えることができた。
児童も登下校時以外でも外で会えばあいさつをしてくれるようになった。
- ③ 安全・安心なまちづくりにつながる協働の輪を広げることができた。
・ 民児協がいち早く動き出したことにより、他団体もこれに習い、取り組みを始めた。
・ 区の主導により関係団体による「地域安全活動連絡会」が発足するなど、活動を通して、地域に絆が生まれた。